

監査委員告示第 5 号

地方自治法第 199 条第 7 項及び志摩市監査基準第 3 条第 3 項の規定に基づき、監査を実施したので、その結果を別添のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 28 日

志摩市監査委員 中 島 郁 弘

志摩市監査委員 濱 口 卓

財政援助団体等監査結果に基づく措置状況調査表

監査の対象	出資団体	いそべスポーツクラブ	
	所管部局	生涯学習スポーツ課	
監査区分 1～4	4) 【意見】	措置区分 ①～④	3) 【検討中】
内 容		措置内容の概要等	
理事会への出席役員の費用弁償について具体的な支給基準を明文化されたい。		理事会への出席役員の費用弁償については、支給基準を理事会にて提案し規定を定める予定です。	

(監査区分)

- 1) 指摘事項：①法令違反
②予算の目的に反していると認められるもの
③不経済な行為が生じていると認められるもの
④事務処理等著しく適切を欠くと認められるもの
- 2) 注意事項：「指摘事項」のうち軽微な誤謬等と見受けられるもの
- 3) 検討事項：一部の所属だけでは改善、是正または見直しが困難なもので、他の部局等との調整が必要であると認めるもの
- 4) 意見：組織及び運営の合理化、改善化に資するため、意見を述べる事が必要であると認めるもの

(措置区分)

- 1) 措置済み：すでに改善、是正又は見直しを終えたもの
- 2) 実施中：引き続き、改善、是正又は見直しを実施中のもの
- 3) 検討中：現在、改善、是正又は見直しを検討中のもの
- 4) 未措置：措置がまったくされていないもの